

設計業務仕様書

令和6年4月

森 町

委 託 業 務 仕 様 書

1 業務名称 森葬苑改修工事調査設計業務委託

2 計画施設の概要

1) 建物概要

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| (1)施 設 名 称 | 森町葬苑 |
| (2)敷地の場所 | 茅部郡森町字霞台30-2 |
| (3)施 設 用 途 | 火葬場：類型 第十二号 第2類 |
| (4)建 物 概 要 | |
| a 延 べ 面 積 | 約280㎡ |
| b 構 造 ・ 規 模 | RC造・地上1階建て |
| c 竣 工 年 度 | 昭和56年 |
| d 用途地域・地区 | 都市計画区域外 |
| (5)設計図書の有無 | 意匠図・構造図：有
構造計算書・ボーリングデータ：無 |

2) 官庁施設の総合耐震基準による分類

- | | |
|---------|-----|
| 構 造 体 | Ⅱ 類 |
| 建築非構造部材 | B 類 |
| 建 築 設 備 | 乙 類 |

3 業務期間

契約締結の翌日から令和7年1月10日まで

※本施設は火葬場という特殊性より、早急な業務の遂行を必要としており、本業務（耐震診断・改修基本設計）を基に今年度中に実施設計までを完了したいと考えている。

4 業務の範囲

- 1) 耐震診断・補強計画
- 2) 炉の更新に伴い、機器の選定及び施設増改築・改修の基本設計を行う。
- 3) 追加業務：積算業務および、改修に必要な資料としてアスベスト調査を行う。
- 4) 特別業務：増改修に必要な基礎資料として、地形測量及び地質調査を行う。

5 耐震診断業務

1) 準拠基準

- ・「2017年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」
（（財）日本建築防災協会 発行）
- ・「2011年改訂版耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」（（財）日本建築防災協会 発行）

2) 委託業務の内容

① 診断項目

- ・ 構造体の耐震診断

② 診断次数

- ・ 2次診断

③ 現地調査

ア 建物履行調査

- ・ 建物の現状、被災等履歴
- ・ 用途変更、重量物の増減等

イ 構造寸法、部材断面調査

- ・ 構造部材寸法、断面寸法（ボルト径含）測定
- ・ 鉄骨溶接部目視、超音波検査
- ・ 柱のHOOP フック形状の確認
- ・ 鉄骨柱脚（ベールプレート、アンカーボルト）の確認

ウ 現況床荷重の調査

エ 目視調査

- ・ 構造きれつ、変形の発生と範囲（目視可能な範囲）
- ・ 変質、老朽化の程度と範囲（目視可能な範囲）
- ・ 不同沈下測定
- ・ 発錆の状況

オ 材質調査

- ・ コンクリートコアの中性化試験 （各棟、各階：3カ所、塔屋は1カ所）
- ・ コンクリートコアの圧縮強度試験 （各棟、各階：3カ所、塔屋は1カ所）
（JIS A 1107、1108 により、試験は試験機関に委託して行なうこと。）

※ 測定試験位置については、担当職員と打合せのこと。

3) 補強案の作成及び概算工事費の算出

- ① 耐震性能の調査の結果、構造耐震指針(I_s)が構造耐震指標(I_{so})を下回る場合は、補強目標値以上となる補強案を作成しかつ、これに伴う概算工事費を各算出する。尚、 I_s 値：0.3 未満の場合または、躯体コンクリートの強度が著しく低く補強が困難な場合には、業務担当員と協議の上、必要に応じて補強案の作成等に代えて、解体等の概算工事費等の算出を行う。
- ② 補強が必要な場合の補強プランは、必要に応じて適宜業務担当員と協議の上進めること。
- ③ 公的機関（判定委員会）の確認は、年度内中に増改築等を含めた実施設計を予定しているため、出来る限り早期な確認を希望する。

4) 耐震診断判定委員会の判定

耐震診断判定委員会（（社）北海道建築事務所協会、（財）北海道建築指導センター、（株）札幌工業検査など）の判定を受けるものとし、耐震診断判定委員会の発行する「耐震診断判定書」を添えて報告するものとする。

（判定委員会判定料は、委託料に含む）

5) 耐震診断報告図書の作成

① 耐震診断報告書

A4版 2部

次のものを報告書とし提出すること。

(1) 診断結果の概要（一覧形式でまとめる事）

ア 建物要旨

- ・建物名称、所在地、建設年度、構造種別、階数、軒高、建物形状の特徴、延べ面積、敷地概要、設計図書の有無、使用履歴、被災経験、現地調査・材質調査の結果

イ 耐震診断結果

- ・結果及び考察

ウ 耐震診断判定委員会の耐震診断判定書

(2) 建物概要

ア 建物規模等

- ・用途、構造、延べ面積、建物重量等、建物の特徴に関する記述

イ 建物平面図

- ・建設年次、階数、材料強度、エクスパンション・ジョイントの位置を図面で表示すること。

(3) 適用図書

(4) 現地調査、材料調査の内容

ア 項目

イ 位置（平面図に調査箇所を表示すること。）

ウ 結果及び考察

- ・目視調査結果については伏図・軸組図に表現すること。

エ 設計図書との照合

オ 写真

- ・調査状況、解体状況及び試験状況等（調査前、試験状況、原形復旧後）の撮影をすること。

(5) 耐震診断の内容

ア 耐震診断の方針

イ 平面図

ウ 構造伏図・軸組図

エ 部材リスト

オ 柱軸力

- ・各柱の負担する軸力を表示すること。

カ 形状指標のまとめ（表形式で表現すること。）

キ 経年指標のまとめ（表形式で表現すること。）

ク 診断結果及び考察

- ・総合的所見
- ・極短柱、極脆性柱、第二種構造要素の図面表示
- ・C－F関係のグラフ

(6) 補強案の提案

ア 補強の方針

イ 補強案の伏図・軸組図

ウ 部材リスト

エ 診断結果及び考察

- ・工事工期、建物機能等の考慮の上、考察を加えること。

オ 補強概算工事費

- ・内外装工事等も含めた補強工事費を算出すること。

② 電算入力データ 一式

③ 上記原稿 一式

④ 調査・点検及び診断に使用した資料等 一式

⑤ その他担当職員の指示するもの

6 増改築基本設計

1) 改修整備すべき項目

- ・火災による被災箇所の復旧・改修。
- ・炉の更新に適合した、炉前ホール及び炉室近接での増改築を計画する。
- ・施設内各所のバリアフリー化を検討する。（和室・談話ラウンジ部分の改修を含む）
※北海道福祉のまちづくり条例・バリアフリー法等関係法令に準拠すること。
- ・男子・女子便所の洋式改修および多目的便所を整備する。
- ・ポーチ部分を、バス乗降時雨に濡れない形式に改良する。
- ・冷房設備の整備を含めた冷暖房設備の更新方式を検討する。
- ・機械・電気設備について、省エネ性能の高い方式への更新について検討する。
※工事着手予定年月及び増築後の面積より、建築物省エネ法に準拠すること。

2) 業務内容

①増改修計画策定

上項に準じた各種検討を行い、増改築計画を策定する。

既存建物が建築基準法や消防法等関連法令に適合するよう検討し、各関係機関との協議・調整を行うこと。

建築基準法施行令第86条第3項に基づく垂直積雪量において鉛直時（長期）の構造検討を行い、補強・改修方法を計画すること。

②アスベスト含有調査

改修計画を策定する上での事前調査として既存建築物のアスベスト含有調査を行い、改修計画に反映する。

a.資料調査

建設年次・既存設計図より、改修に係る全ての部分についてアスベスト使用有無の調査を行う。

b.分析調査

前項調査をもとに吹付材・塗膜材のアスベスト含有サンプル分析調査を行う。

検査数は4検体とし、調査箇所について資料調査の後に監督員と協議の上選定する。

③被災部分の現況復旧費算出

火災による被災箇所単体での復旧費の算出。（保険対応のため）

3) 火葬炉機種の比較検討

北海道内で採用されている火葬炉メーカーについて、実績・方式・性能・工事費・維持管理費・維持管理体制等について調査し、機種選定のための基礎的資料を作成する。

増改修計画を検討する基本的条件となることから、委託契約後90日以内に本項について完了すること。

4) 基本設計報告書

次のものを報告書とし提出すること。

- ① 計画説明（増改築の内容を記載）
- ② 基本設計図（平面図・立面図・断面図）
- ③ 工事費概算書
- ④ 概略工事工程表

5) 耐震診断業務との整合

増改築計画作成に当っては、耐震診断の結果によって発生する各種工事との計画・工期・工事費等各種要件の影響を考慮した基本設計内容とすること。

7 測量調査

別図に示す範囲の、中心線測量、仮BM設置測量、縦断・横断測量、基準点測量を行う。

（用地測量は含まない）

- ・対象面積 約2,400㎡
- ・構内道路の中心線までを含み、火葬場建物のポーチ・1階床レベルも計測すること。
- ・成果品 測量調査報告書

8 地質調査

増築が想定される部分について、基本設計に必要な地盤状況を把握するために地質調査を実施する。

1) 一般調査

- ① ボーリング 15m 1箇所 延長15m
- ② 標準貫入試験 1回/1m 15回
- ③ 孔内水平載荷試験【普通載荷】 1回
- ④ 土粒子の密度試験 5試料
- ⑤ 土の含水比試験 5箇所
- ⑥ 土の粒度試験（ふるい・沈降） 5試料
- ⑦ 土の液性・塑性限界試験 5試料

2) 調査位置

詳細な調査位置については、調査計画書作成の上、監督員と協議により決定する。

3) 成果品

- ・地質調査報告書
- ・土質標本

9 管理技術者および主任技術者について

① 管理技術者

建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

② 建築総合主任技術者

建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

※①と兼任不可とする

③ 建築構造主任技術者

構造設計一級建築士

※建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項第1号に規定する登録資格者講習または、同等以上の内容を有する講習を受けた「耐震診断資格者」（RC造）の有資格者であること。

④ 電気設備・機械設備主任技術者

配置を条件とはしないが、業務上必要を要する場合は適宜配置すること

※ 専門設計士の関与等（上記③④等）

専門設計士等の関与が必要な場合は関与を求め、関係規定等に適合することを確認した旨の記載、表示・記名等を求める。尚、専門設計士は下請けを可とする。

10 成果品提出

- | | |
|------------|-----------------|
| 1) 成果品目録 | 1式 |
| 2) 委託業務成果品 | 1式 |
| 3) 提出部数 | 2部（※打ち合わせ指示による） |

11 その他

- 1) 本委託業務に係る判定委員会手数料、各種試験費、旅費等は全て委託契約の中に含む。
- 2) 本委託業務は施設が火災による被害を受けたことから行われるものである。